

2019年度寄附（企業版ふるさと納税）による青森県のまち・ひと・しごと創生の主な取組

①世界遺産「白神山地」保全と活用推進プロジェクト

- 白神山地の認知度及び魅力の向上と、白神山地を次世代につなぐ人材育成を目的としたプロジェクトです。【2017～2019年度】

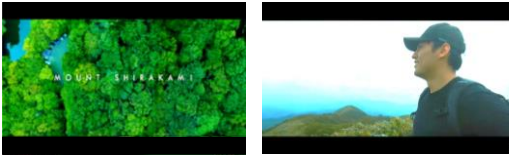
【白神岳の魅力発信】

2014年8月の大雨により歩道の一部が崩落した二股コースの迂回ルートを新設し、2019年春から供用を開始しました。台風のため、予定していたプログラム体験会は中止となりましたが、白神岳をPRする動画や、二股コースの登山ルートマップを作成し、魅力発信に活用していきます。

- 白神岳PR動画は以下からご覧いただけます。（2020年3月末公開予定）

白神山地外国語公式ウェブサイト「SHIRAKAMI LIFE & ACTIVITIES」
<https://www.experience-shirakami.com/> SHIRAKAMI LIFE

白神岳PR動画



- 二股コースマップは以下からご覧いただけます。（2020年3月末公開予定）

白神山地ビジターセンターホームページ
<https://www.shirakami-visitor.jp/> 白神山地ビジター

白神岳の入山者数

2018年度：1,402人
2019年度：2,693人

※ 十二湖コースの迂回ルート整備は、台風のため、工事完了できず、2020年度に繰り越すこととなりました。

【自然愛好家による白神山地自然体験・地域交流】

昨年度の冬に引き続き、冒険家の南谷真鈴さん（7大陸最高峰と南北両極点到達の世界最年少記録保持者）を夏の白神山地にお招きし、地元ガイドと一緒に、川下りや登山を行い、白神山地の魅力をご本人のSNSから情報発信していただきました。

- このほかにも、環境整備や魅力発信に取り組んでおり、2019年度の青森県側の白神山地への入山者数の合計は3万3,913人となりました。（2016年度以降最多）
- 今後とも、この貴重な地域資源をしっかりと守りながら、地域の賑わいや生業づくりにつなげていきます。

②十和田湖・奥入瀬・八甲田魅力「深」発見プロジェクト

- 奥入瀬溪流におけるマイカー規制を見据えた、観光と交通を組み合わせた新たな移動システムの構築と、十和田湖周辺の観光再生を目的としたプロジェクトです。【2017～2019年度】

【交通システムを含む観光ビジネスモデルの構築支援】

マイカーに代わる新しい交通システムと観光経営とが一体となった運営モデルの案を策定しました。

【代替交通とモデルツアーの運営実験】

代替交通（レンタサイクル、小型電気バス）の実証と、小型電気バスでの移動と散策を組み合わせたガイドツアーを奥入瀬溪流のマイカー交通規制期間（10月24日～27日）に実施しました。

併せて、代替交通情報を得られるITツールの利用実験も行いました。



小型電気バスECOMOS



高校生ボランティアガイド

【食と自然による滞在型観光モデルの構築】

本県の強みである食と自然に宿泊を組み合わせた観光モデルを構築するため、四季のビューポイントやアクセス情報、食情報を盛り込んだプレゼン資料によるセールス活動を実施し、複数社による視察や意見交換につながっています。

奥入瀬・十和田湖地区の観光入込者数

2017年：118.7万人
2018年：121.2万人

- 来年度以降は、地元DMOやNPOが引き継ぎ、交通システムの運営に向けて準備を進めていきます。また、交通システムの情報を得られるITツールの実用化に向けて引き続き検討していきます。
- 滞在型観光モデルの構築に向けては、引き続きセールス活動を実施していきます。

③未来のトップ・アスリート発掘・育成プロジェクト

- スポーツによる健康増進や地域活性化に向け、県民のスポーツ意欲・関心を高めるために、ジュニア世代の競技力向上を目的としたプロジェクトです。【2019年度】

【あおもりスポーツアカデミーの開催】

小4、小6を対象に選考会を実施しました。そこで発掘された児童とこれまでに選考された児童・生徒（170人）に対し、育成プログラム（講義、トレーニング、競技体験など）と選択プログラム（進学時における面談アドバイス）を実施しました。



実技演習の様子（フェンシング） 実技演習の様子（スピードスケート）

- 2025年に本県で開催される国民スポーツ大会を見据え、引き続き子どもたちの競技力向上に取り組めます。

【2020年度からの制度改正について】

これら3つのプロジェクトについては、2019年度で終了となります。これまで企業版ふるさと納税制度を活用した寄附による応援をいただき誠にありがとうございました。

参考ですが、この度の税制改正により、この制度自体は、**2020年度から5年間延長**されることとなりました。期間延長に伴う主な変更点は以下のとおりです。

■法人税等控除割合の拡大

当該制度による寄附を行った場合、法人税等の控除割合が、これまでの3割から6割に引き上げられることになりました。

■対象事業の大括り化

地方版総合戦略に位置づけられる事業で、かつ要件を満たすものについては、原則として寄附対象とすることが可能となりました。

詳しくは、国のHP（企業版ふるさと納税ポータルサイト）をご覧ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisai/portal/pdf/01_R2kakuzyuu-encyou.pdf